

1 4 - 2 ① 学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

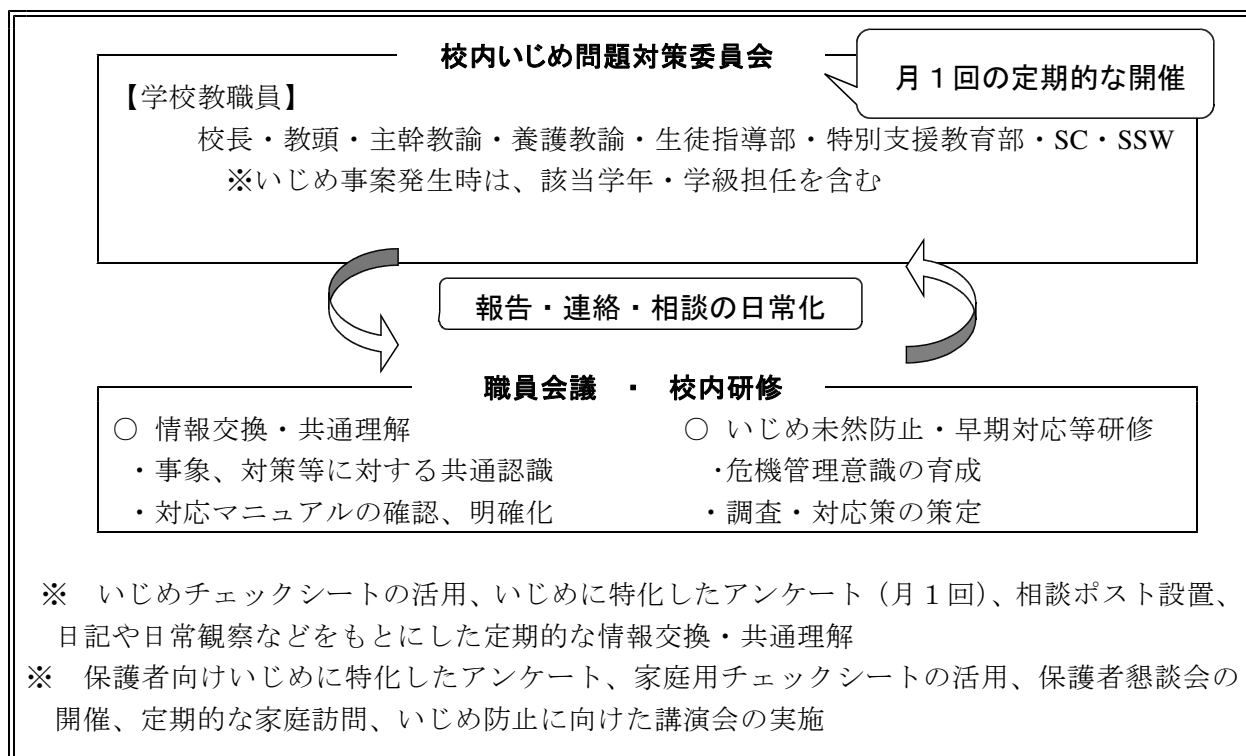
いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等該当児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止基本法」より）

また、いじめの認知にあたっては、悪ふざけ等いじめの意識がない場合であっても被害児童の側に立って総合的に判断する。

(2) いじめに対する基本定な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるという基本認識に立ち、全ての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止、早期発見、早期対応を行う。

2 学校におけるいじめ防止対策の組織



3 いじめ未然防止のための具体的方策

(1) 日常の学級づくり

- 早期発見に向けて、「いじめアンケート（毎月1回）」「QU検査（年1回）」日記や日常観察などをもとにした個の実態や人間関係の実態を把握する。
アンケート結果はその児童が在学中は保管する。
- ソーシャルスキルトレーニングや「○○集会」等を定期的に行い、児童の人権感覚と人間関係づくりに努め、一人一人が安心して過ごせる学級づくりを行う。

(2) 学習づくり

- 教科等の授業において、児童が「わかる・できる」が実感できるよう、主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善に努め自己有用感を高める。
- ペアやグループによる交流活動や共同学習を取り入れ、自他の考えを認め高め合う学習づくり及び豊かな言語環境づくりに努めるとともに、学級の支持的風土を醸成する。

(3) 道徳教育の充実

- 全ての教育活動において道徳教育の充実を図り、「いじめをしない・いじめを許さない」とする意欲を育て、人権尊重の精神や、規範意識・思いやりの心の醸成を行う。
- 道徳科の授業を通して、心が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、共に考える授業展開を行うことで、人としての「気高さ」や「心遣い」「優しさ」等について深く考えさせる。
さらに、道徳的実践に努めようとする児童の育成を図るとともに、自己肯定感を育てる。

(4) 主体的活動・対話活動を重視した特別活動の充実

- 全ての教育活動において自他のよさや個性を生かし、協力し合って児童による学校や学級の風土をつくる取組を充実させる。そして、他者の違いや個性を認めるとともに、対等で豊かな人間関係作りに努める。

(5) 教育相談体制の整備

- いじめチェックシート、いじめアンケート（児童向け毎月1回・保護者向け年1回）などの結果をもとに、学級担任やSCによる教育相談を実施し、児童一人一人の理解に努める。

(6) 体験活動の充実

- 年間指導計画に基づき、他人を思いやる心を育てるとともに、コミュニケーションを図るための体験活動を充実させる。
 - ・ グループ交流を図るためのフィールドワーク…修学旅行・集団宿泊体験(学校行事)
 - ・ 障害者や高齢者の立場を理解する福祉体験(総合的な学習)
 - ・ 幼児と遊び、幼い人との係わり方を学ぶ入学体験(総合的な学習)
 - ・ 人権に対する意識を高める人権集会(児童集会)

(7) インターネット等によって行われるいじめに対する対策

- 児童生徒のインターネット使用状況など現状確認を行うと同時に、情報教育などを実施する。
 - ・ ネット上のいじめ、メールの正しい使い方について親子で学ぶ講演会を実施

(8) いじめに関する校内研修の充実

- いじめ防止のための基本的な方針（文部科学省） 福岡県いじめ防止基本方針（福岡県）生徒指導リーフ増刊号（国立教育政策研究所）等を教職員に配布し、内容の十分な理解を図る
- 本校いじめ防止基本方針をもとに下記の校内研修を実施し、いじめ問題について全ての教職員で共通理解を図る。
 - ・ いじめ防止基本方針の確認、「いじめの早期発見・早期対応」を活用した研修(3～4回)
 - ・ いじめアンケートに基づいた各学級の児童交流・組織的な対応等の確認…(月1回)
 - ・ 具体的な取組についての評価及び基本方針改善策の策定…(年間2回学期末に開催)
 - ・ SCを招聘し、児童理解や効果的な対応についての全体研修の実施…(年間1回)

(9) 学校間の連携

- 小・小連携、小・中連携、小・保幼連携を行い、児童理解や情報の共有化を図る。

4 いじめ早期発見の方策

(1) 日々の観察指導（チェックリストの活用）

- 教科担任、養護教諭、図書司書等と連携を図り、児童理解・人間関係の把握に努める。
(教職員の研修(いじめの認知、いじめの早期発見、観察の観点等))

(2) 保護者・地域、関係機関との連携

- ◎ 家庭用チェックリスト、家庭向けリーフレット、保護者面談等を通して、学校と保護者の信頼関係の構築を図り、円滑な連携を深めるように努める。
- ◎ 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
その日のうちに報告、その日のうちに相談、その日のうちに対応

(3) 職員研修

いじめの認知、いじめの早期発見、観察の観点等について共有化を図る。

5 いじめ早期対応の方策

- (1) いじめの情報がキャッチされた場合、いじめ対策委員会を招集する。
- (2) 個別の聞き取り等、実態把握を行い、対策委員会で指導體制、方針を決定する。
- (3) いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。いじめた児童には態様に即した指導を行い、併せて観衆・傍観者への指導、学級・学年全体への指導を行う。
- (4) (3)と並行して、いじめを受けた児童の保護者への支援、いじめを行った児童の保護者への指導を行う。
- (5) 3ヶ月を目途に、継続的に指導や観察を行うとともに、S Cの活用も含め、心のケアに努める。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察等と連携して対処する。

6 関係機関等との連携について

- (1) 行橋市教育委員会児童・生徒相談センターとの定期的な情報交換（月1回以上）を行う。
- (2) 行橋警察署（樺市交番）への相談や通報等を状況に応じて行う。

7 重大事態への対処について

- (1) 重大事態が発生した場合、教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する調査組織を設置する。
- (3) 調査組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関と連携を図る。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を提供する。

8 校内・外の教育活動との連携

- ① 人権教育推進計画、生徒指導推進計画にいじめ防止に関する内容を明記する。
- ② 学校評価にいじめ防止に関する内容を位置づける。
- ③ 学校のいじめ防止基本方針を周知する等、保護者・地域への働きかけを強化する。
例：学校通信、いじめに特化したリーフレットの配布等
- ④ P T Aや学校評議員、地域の関係団体と連携を強化する。
- ⑤ いじめの認知が1年間0の場合は、児童・保護者に公表し（アンケートの実施）認知漏れがないか確認する。